

最低賃金の大幅な引き上げ及び実効性ある中小企業支援を求める会長声明

1. 政府は、本年6月21日に公表した「経済財政運営と改革の基本方針2019」（いわゆる「骨太の方針2019」）において、最低賃金について、「この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析をはじめ、最低賃金のあり方について引き続き検討する。」との方針を示した。

しかし、政府はもともと、2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、2020年までに最低賃金を全国加重平均1000円にするという目標を定めていたものである。この10年間において、最低賃金の引き上げはなされてきたものの、引き上げ幅は小さく、現在の最低賃金は全国加重平均874円という水準にとどまっている。千葉県下における最低賃金額も895円にとどまっており、最低賃金でフルタイムで働いた場合の収入額は16万円にも満たない。他方、この間に貧富格差はほとんど解消されていない。日本の相対的貧困率は15.6%(2015年)と、国際的に見ても高い水準のままである。また、非正規雇用者の割合は近年上昇を続けており、2018年には37.9%という高率に至っている。

低賃金で働く労働者の労働条件を改善し、格差の縮小を図る上で、最低賃金の引き上げは不可欠の施策であり、かかる観点からすれば、前例にとらわれない大幅な引き上げが必要である。

具体的には、全国加重平均の引き上げ幅を少なくとも5%とし、向こう3年間で最低賃金(全国加重平均)1000円以上を達成することを目指すべきである。

加えて、最低賃金1000円を達成した後も、最低賃金付近の賃金水準で稼働する労働者の生活実態を踏まえて、さらなる引き上げを実施するべきである。

2 また、最低賃金の引き上げは、中小零細事業者にとっては大きな負担となる政策であるから、最低賃金の引上げが困難な中小企業のための、社会保険料の減免や減税、補助金支給等の中小企業支援措置を採ることは不可欠である。現在の補助制度(業務改善助成金)は、業務改善計画の策定が必須であること、助成金支給のために必要とされる賃金引上げ額が近年における最低賃金の上昇幅よりも高いこと、生産性要件(生産性向上に資する機器・設備などを導入することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと)が要求されていることなどの点で、極めて使い勝手が悪く、実効的な中小企業支援になっていない。これを抜本的に改善し簡素化することは、最低賃金引上げと合わせ不可欠の施策といえる。

加えて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延等防止法をこれまで以上に積極的に運用し、中小企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保されるようにする必要もある。

- 3 以上から、当会は、政府に対し、最低賃金額を速やかに1000円以上に引き上げることを求めるとともに、実効性ある中小企業支援策の策定、実施を求めるものである。

2019年（令和元年）9月30日

千葉県弁護士会

会長 小見 山大